

生駒市立あすか野小学校 P T A 会則

第 1 章 名称

第 1 条 本会は、生駒市立あすか野小学校 P T A と称し、事務局をあすか野小学校におく。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は、学校、家庭および社会における児童の福祉を増進し、教育の充実発展を図るとともに会員相互の教養の向上と研修を図ることを目的とする。

第 3 章 方針

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主的な団体として活動する。

第 4 条 本会は、教育振興のため児童及び教職員の研修・修養・厚生に対し援助する。

第 5 条 本会は、会員の教養を高め、研修を深めるための活動を行う。

第 6 条 本会は、学校と家庭の連携を図り、相協力して児童教育向上のために必要な事業を行う。

第 4 章 会員及び会計

第 7 条 本会の会員は、本校在籍児童の保護者並びに本校に勤務する教職員とする。

1. 入会及び退会については、以下のとおりとする。

(1) 本校 P T A は入学時、転入時に入会の意思を確認する。

(2) 会員は児童の卒業、転校などにより会員資格を失った場合に自動退会とする他、退会書の提出をもって本校 P T A を退会できる。

(3) 退会書の提出をもって退会を希望する場合、3 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間中に退会書を提出することで、次年度の退会手続きを行うものとする（年度途中の退会を認めない）。

但し、年度内に役員に選出された場合、4 月に受理書は発行できないものとし、役員業務を終えた次年度の 4 月に受理書を発行する。

(4) 入会済みの会員については、退会の申し出がない限り自動継続とする。

第 8 条 本会の経費は、会計・事業収入及び自発的な寄付金をもって支弁する。

第 9 条 会費は児童一人につき月額 3 0 0 円とし、教職員も同額とする。

第 1 0 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 5 章 役員

第 1 1 条 本会の役員とその任務は、次の通りとする。

1. 会長 1 名 本会を代表し、会務の全てを司る。

2. 副会長 3 名 会長を補佐し、会長不在の時は代理を務める。

3. 会計 2 名（内教職員 1 名） 本会の会計を処理する。

4. 書記 2 名 本会の会務を処理する。

5. 会計監査 1 名 本会の会計全般にわたり年 1 回以上監査する。

6. 市 P 役員 必要年度に必要人員が市 PTA 協議会役員を務める。

第 1 2 条 役員の選出並びに任期は、次の通りとする。

1. 会長以下の役員は、選考委員会がこれを選出し、総会において承認を得る。

2. 役員の任期は 1 ヶ年（市 P 役員は 2 ヶ年）とする。但し再選は妨げない。

第 6 章 会計監査委員及び顧問

第 1 3 条 本会に会計監査委員及び顧問をおく。

1. 会計監査委員 1 名 本会の会計全般にわたり年 1 回以上監査する。

2. 会計監査委員は、前年度の会計監査を務める。

3. 顧問 1 名 本会の諮問に応じ、会務について意見を述べるができる。

4. 顧問は、学校長・会長経験者・学識経験者より会長が委嘱する。

5. 会計監査委員の任期は 1 ヶ年とする。

6. 顧問の任期は児童在籍の有無にかかわらず 1 ヶ年とする。